

旅 行 条 件

お申し込みの前に、この旅行条件と各コースの内容を必ずお読みください。

1. 募集型企画旅行契約

- (1) この旅行は、ゆめりんゆう観光（以下「当社」といいます）が募集する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約を締結することになります。
- (2) 募集型企画旅行契約の内容・条件は、パンフレット、本旅行条件書、出発前にお渡しする最終旅行日程及び当社旅行業約款（募集型企画旅行契約の部）によります。
- (3) 当社は、募集型企画旅行契約において、お客様が当社の定める旅行日程に従って運送・宿泊機関等の提供する運送・宿泊その他の旅行に関するサービス（以下「旅行サービス」といいます。）の提供を受けることができるように手配し、旅程を管理することを引き受けます。

(手配代行者)

当社は、募集型企画旅行契約の履行に当たって、手配の全部又は一部を本邦又は本邦外の他の旅行者、手配を業として行う者その他の補助者に代行させることがあります。

2. 旅行の申込み

- 1 当社に募集型企画旅行契約の申込みをしようとするお客様は、当社所定の申込書（以下「申込書」といいます。）に所定の事項を記入の上、当社が別に定める金額の申込金とともに、当社に提出していただきます。
- 2 前号の申込金は、旅行代金又は取消料若しくは違約料の一部として取り扱います。
- 3 募集型企画旅行の参加に際し、特別な配慮を必要とするお客様は、契約の申込時に申し出て下さい。このとき、当社は可能な範囲内でこれに応じます。

(電話等による予約)

- 当社は、電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段による募集型企画旅行契約の予約を受け付けます。この場合、予約の時点では契約は成立しておらず、お客様は、当社が予約の承諾の旨を通知した後、**5日以内に当社に申込書と申込金を提出して頂きます。**
- 2 申込書と申込金の提出があったときは、募集型企画旅行契約の締結の順位は、当該予約の受付の順位によることとなります。
 - 3 お客様が期間内に申込金を提出しない場合は、当社は、予約はなかったものとして取り扱います。

旅行代金	25,000円 以下の場合	75,000円 以下の場合	150,000円 以下の場合	150,001円 以上の場合
お申込金	5,000円	15,000円	30,000円	50,000円

3. 申込条件

- 1 18 歳未満の方は保護者の同意が必要です。
- 15 歳未満の方は保護者の同行を条件とします。
- 75 歳以上の方は健康診断書をお送りをお願いすることもあります。また、ご参加をお断りさせていただくか、同伴者の同行を条件とする場合があります。
- 2 特定旅客層を対象とした旅行あるいは特定の旅行目的を有する旅行については、年齢、資格、技能その他の条件が当社の指定する条件と合致しない場合は、申込みをお断りする場合があります。
- 3 身体障害者の方、血圧異常等の慢性疾患をお持ちの方、あるいは現在健康を害しておられる方はその旨お申し出ください。慢性疾患をお持ちの方、現在健康を害しておられる方、妊娠中の方は、医師の健康診断書を提出していただきます。いずれの場合も、現地事情や関係機関等の状況により団体行動に支障をきたすときと当社が判断した場合は、申込みをお断りさせていただくか、または介助者・同伴者の同行などを条件とさせていただきます場合があります。
- 4 お客様が旅行中に疾病、傷害その他の事由により、医師の診断又は加療を必要とする状態になったとき当社が判断した場合は、旅行の円滑な実施をはかるため必要な措置をとらせていただきます。これにかかる一切の費用はお客様の自己負担となります。
- 5 お客様の都合による別行動は原則としてできません。但し、コースにより別送条件（手配旅行契約）をお受けする場合があります。
- 6 お客様の都合により旅行の行程から離脱する場合には、その旨及び復帰の有無について必ず添乗員（ツアーリーダー）若しくは係員にご連絡いただきます。
- 7 お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあるときと当社が判断した場合は、申込みをお断りする場合があります。
- 8 その他当社の業務上の都合があるときは、申込みをお断りする場合があります。

4. 旅行契約の成立時期

募集型企画旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し第2項の申込金を受理した時に成立するものとします。

5. 確定書面（最終日程表）の交付

当社は、確定した旅行日程、主要な運送機関の名称及び宿泊ホテル名が記載された確定書面（最終日程表）を遅くとも旅行開始日の前日までに交付いたします。（原則としてピーク時期等の特定時期の出発をのぞいては7日前までに交付いたします。）但し、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって、7日目に当たる日以降に募集型企画旅行の申込みがなされた場合には、旅行開始日当日に交付する場合があります。又、交付期日前であってもお問い合わせいただければ当社は手配状況についてご説明いたします。

6. 残金のお支払い

国内旅行お申し込みの方は、ご出発の14日前迄に申込金を差し引いた旅行代金残金を専用振込み用紙にてお振込み願います。外国旅行お申し込みの方には、請求書をお送りいたしますので、出発の30日前までに、申込金を差し引いた旅行代金残金、渡航手続き等手数料、海外旅行傷害保険料、国内空港施設使用料など、諸費用を一括してお支払い願います。

7. 渡航手続き等のご案内(外国旅行お申込みの方)

旅券・査証について

- 1 旅券（パスポート）が必要です。
- 2 査証の必要なコースがあります。詳細はお問い合わせください。

現在お持ちの旅券が今回の旅行に必要なかどうかの確認・査証取得はおお客様の責任でおこなってください。これら渡航手続き等の代行については、当社が渡航手続料金をいただいております。

保険加入のお勧め

海外旅行傷害保険のご加入をお勧めいたします。とくにスキー・ハイキング等では予期せぬトラブルや盗難に備え、原則として、ご加入をお願いしております。

8. 旅行代金に含まれるもの

国内旅行/パンフレットに記載された日程の交通費、宿泊費、食事代のほか、添乗諸経費、消費税等を含みます。
外国旅行/①旅程にともなうエコノミークラス航空運賃②現地における移動・送迎の交通機関運賃③ホテル宿泊費（原則的に2人部屋）④行程表に明記された、食事、観光料金⑤原則的に1人様1個（太平洋路線については2個）の手荷物（スーツケース等）の全行程の運搬料金（重量・大きさ制限があります。詳しくはお問い合わせ下さい。）⑥団体行動中のサービス料（チップ）。⑦ツアーリーダー同行の場合それに必要な諸経費。

9. 旅行代金に含まれないもの

①渡航手続き諸費用②任意の旅行傷害保険料③旅行代金内訳欄に明記されない食事代・観光費用・スキーリフト、ロープウェイ料金④通信、クリーニング・飲物その他の個人の諸支出およびサービス料⑤制限以上の超過分航空手荷物運賃⑥定員外のホテル使用料金、その他特別手配経費など⑦関税⑧国内空港施設使用料（成田空港・大人2,610円、関西空港・大人3,040円は旅行代金の残金に合せてお支払いいただきます）、各国空港・出国税及び空港施設使用料⑨運送機関の課す付加運賃・料金⑩羽田～成田間のリムジンバス代金⑪査証（ビザ）取得料金。

10. 契約内容の変更

当社は、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためやむを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事実が関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して、旅行日程、旅行サービスの内容その他の募集型企画旅行契約の内容（以下「契約内容」といいます。）を変更することがあります。ただし、緊急の場合、やむを得ないときは、変更後に説明します。

11. 旅行代金の額の変更

- 募集型企画旅行を実施するに当たり利用する運送機関について適用を受ける運賃・料金（以下本条では「適用運賃・料金」といいます。）が、著しい経済情勢の変化等により、募集型企画旅行の募集の際に明示した時点において有効なものとして公示されている適用運賃・料金に比べて、通常想定される程度を大幅に超えて増額又は減額される場合には、当社は、その増額又は減額される金額の範囲内で旅行代金の額を増加し、又は減少することができます。
- 2 当社は、前号の定めるところにより旅行代金を増額するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目に当たる日より前にお客様にその旨を通知します。
 - 3 当社は、第1号の定めるところにより、その減少額だけ旅行代金を減額します。
 - 4 当社は、前条の規定に基づく契約内容の変更により旅行の実施に要する費用（当該契約内容の変更のためにその提供を受けなかった旅行サービスに対して取消料、違約料その他のすてに支払ひ、又これら支払わなければならない費用を含みます。）の減少または増加が生じた場合（費用の増加が、運送、宿泊機関で当該旅行サービスの提供を行っているにもかかわらず、運送、宿泊機関の座席、部屋その他の諸設備の不足が発生したことによる場合を除きます。）には、当該契約内容の変更の際にその範囲内において旅行代金の額を変更することがあります。
 - 5 当社は、運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が異なる旨を契約書面に記載した場合において、募集型企画旅行契約の成立後に当社の責に帰すべき事由によらず当該利用人員が変更となったときは、契約書面に記載したところにより旅行代金の額を変更することがあります。

12. お客様の交替

- 当社と募集型企画旅行契約を締結したお客様は、当社の承諾を得て、契約上の地位を第三者に譲り渡すことができます。
- 2 お客様は、前号に定める当社の承諾を求めようとするときは、当社所定の用紙に所定の事項を記入の上、所定の金額の手数料とともに、当社に提出しなければなりません。
 - 3 第1号の契約上の地位の譲渡は、当社の承諾があった時に効力を生ずるものとし、以後、旅行契約上の地位を譲り受けた第三者は、お客様の当該募集型企画旅行契約に関する一切の権利及び義務を承継するものとします。

13. お客様の解除権

- お客様は、いつでも別表第1および第3に定める取消料を当社に支払って募集型企画旅行契約を解除することができます。
- 2 お客様は、次に掲げる場合、旅行開始前に取消料を支払うことなく募集型企画旅行契約を解除することができます。
 - (1) 当社によつて契約内容が変更されたとき。ただし、その変更が別表第2左欄に掲げるものその他の重要なものであるときに限ります。
 - (2) 第11項2号の規定に基づいて旅行代金が増額されたとき。
 - (3) 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。
 - (4) 当社がお客様に対し、第5項の期日までに、確定書面を交付しなかったとき。
 - (5) 当社の責に帰すべき事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能となったとき。
- 3 お客様は、旅行開始後において、当該お客様の責に帰すべき事由によらず契約書面に記載した旅行サービスを受領することができなくなったとき又は当社がその旨を告げたときは、第1号の規定

にかかわらず、取消料を支払うことなく、旅行サービスの当該受領することができなくなった部分の契約を解除することができます。当社は、旅行代金のうち当該受領することができなくなった部分に係る金額をお客様に払い戻します。

- 4 前項の場合において、当社は、旅行代金のうち旅行サービスの当該受領することができなくなった部分に係る金額をお客様に払い戻します。ただし、前項の場合が当社の責に帰すべき事由によらない場合においては、当該金額から、当該旅行サービスに対して取消料、違約料その他の既に支払い、又はこれら支払わなければならない費用に係る金額を差し引いたものをお客様に払い戻します。

(別表第1)

(旅行業約款第15条第1項関係)

取消時期		取 消 料	
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって	国内旅行	無 料	外国旅行
	ピーク時の旅行で40日目に当たる日以降の解除	無 料	旅行代金の10%
	30日目に当たる日以降の解除		
	20日目に当たる日以降の解除 国内の日帰り旅行にあっては10日目	旅行代金の20%	旅行代金の20%
	7日目に当たる日以降の解除	旅行代金の30%	
旅行開始日の前々日以降の解除			
旅行開始日の前日の解除		旅行代金の40%	旅行代金の50%
当日の解除		旅行代金の50%	
旅行開始後の解除又は無連絡の不参加		旅行代金の100%	旅行代金の100%
備考 ★取消料の金額は、契約書面に明示します。 ★ピーク時とは12/20～1/7、4/27～5/6、7/20～8/31をいいます。			

14. 当社の解除権等－旅行開始前の解除

- 当社は、次に掲げる場合、お客様に理由を説明して、旅行開始前に募集型企画旅行契約を解除することができます。
- (1) お客様が当社があらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能その他の参加旅行者の条件を満たしていないことが判明したとき。
 - (2) お客様が病氣、必要な介助者の不在の事由により、当該旅行に耐えられないと認められるとき。
 - (3) お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められるとき。
 - (4) お客様が、契約内容に関し合理的な範囲を超える負担を求めたとき。
 - (5) お客様の数が契約書面に記載した最少催行人員に達しなかったとき。
- この場合旅行開始日の前日から起算してさかのぼって、国内旅行にあって13日目（日帰り旅行については、3日目）に当たる日より前に、海外旅行にあっては23日目（別表第1に規定するピーク時に旅行を開始するものについては33日目）に当たる日より前に、旅行を中止する旨をお客様に通知します。
- (6) スキーを目的とする旅行における必要な降雪量などの旅行実施条件であつて契約の締結の際に明示したものが成就しないおそれが極めて大きいとき。
 - (7) 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。
- 2 お客様が第6項の契約書面に記載する期日までに旅行代金を支払わないときは、当該期日の翌日においてお客様が募集型企画旅行契約を解除したものとします。この場合お客様は、当社に対し、第13項に定める取消料に相当する額の違約料を支払わなければなりません。

15. 当社の解除権－旅行開始後の解除

- 当社は、次に掲げる場合、旅行開始後であっても、お客様に理由を説明して、募集型企画旅行契約の一部を解除することができます。
- (1) お客様が病氣、必要な介助者の不在、その他の事由で旅行の継続に耐えられないとき。
 - (2) お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員（ツアーリーダー）その他の者による当社指示への違反、これらの者又は同行する他のお客様に対する暴行または脅迫により団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。
 - (3) 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合であつて、旅行の継続が不可能となったとき。
- 2 当社が前号の規定に基づいて募集型企画旅行契約を解除したときは、当社とお客様との間の契約関係は、将来に向かってのみ消滅します。この場合、お客様が既に提供を受けた旅行サービスに関する当社の債務については、有効な弁済がなされたものとします。
- 3 当社は、1号（1）及び（3）の規定によって旅行開始後に募集型企画旅行契約を解除したときは、お客様の求めに応じて、お客様が当該旅行の出発地に戻るために必要な旅行サービスの手配を引き受けず。

16. 旅行代金の払戻し

当社は、第11項第3号から第5号までの規定によって旅行開始後に募集型企画旅行契約を解除したときは、お客様の求めに応じて、お客様が当該旅行の出発地に戻るために必要な旅行サービスの手配を引き受けず。

2 前項の場合において、出発地に戻るための旅行に要する一切の費

17. 契約解除後の帰路手配

当社は、第14条第1項または第3号の規定によって旅行開始後に募集型企画旅行契約を解除したときは、お客様の求めに応じて、お客様が当該旅行の出発地に戻るために必要な旅行サービスの手配を引き受けず。

2 前項の場合において、出発地に戻るための旅行に要する一切の費

06/FAX.011-731-1456
ジン カムイミンタラ <http://kamuimintara.net>